

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
川崎テニスコート	午前5時から午後10時まで	<u>午前6時から午後10時まで</u>
川崎運動広場	午前5時から午後10時まで	<u>午前6時から午後10時まで</u>

3 使用料等の見直し

(1) 川崎体育センター

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	800円	800円
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	400円	400円
アリーナ個人（一般）	1人1回	100円	<u>200円</u>
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	50円	<u>100円</u>
ミーティング室	1時間	200円	<u>300円</u>
放送設備	1回	—	<u>200円（新設）</u>
アリーナ暖房設備	1時間	2,500円	2,500円
ミーティング室暖房設備	1時間	—	<u>60円（新設）</u>

(2) 川崎テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	200円	200円
コート（高校生以下）	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	<u>250円</u>

(3) 川崎運動広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド専用（一般）	1時間	400円	400円
グラウンド専用（高校生以下）	1時間	200円	200円
グラウンド個人（一般）	1人1回	100円	100円
グラウンド個人（高校生以下）	1人1回	50円	50円
夜間照明設備	1時間	2,000円	<u>2,500円</u>
放送設備	1回	—	<u>200円（新設）</u>

(4) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 【総合トップ】 → 【市政情報】 → 【行政改革】 → 「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770

MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

